

第3回宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会会議録

- 1 日 時 平成16年8月26日（木）午後2時00分から午後3時50分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所14階D会議室
- 3 出席者 上野節子委員、大根田倭之委員、大堀導子委員、加藤眞早代委員、鎌倉三郎委員、笹野美江子委員、佐藤六夫委員、杉田明子委員、杉原弘修委員、寺崎保史委員、原沢志壽於委員、平野浩之委員、松本カネ子委員
(欠席委員 香取保男委員、田崎真光委員、辻 博明委員、中村明美委員)
事務局 岡地自治振興課長、齋藤自治振興課長補佐、大嶋自治振興課地域安全係長、坂本総括主査、古滝主任
- 4 議 題 (1) 第2回懇談会会議録について
(2) 安全で安心なまちづくりの効果的な方策について
(3) その他

1 開会（午後2時00分）

- 課長が開会に当たって挨拶
- 開会に当たり、欠席委員について及び傍聴者がいないことを報告

2 議事

(1) 第2回懇談会会議録について

- 会長の進行により、会議録の承認

2 議事

(2) 安全で安心なまちづくりの効果的な方策について

- 事務局から資料に基づき安全で安心なまちづくりの効果的な方策について、安全・安心の領域についてと施策の方向性について説明

会長

それではまず配られた資料を今、簡単にご説明いただきましたが、この資料について何かご質問あるいはご意見がある方はお出しいただきたいと思います。本日の会議の進め方は、本日の会議の趣旨という所を確認いたしますと、前回の懇談会の中で出ました具体的な方策内容を確認していただくとい

うことあります。もう一つは市民の意見も含めまして、まとまってないと
いう紹介でありましたけれども、いろんな意見、皆さんにお聞きになりたい
という意見でも結構です。あるいは感じられた事でも結構ですので、意見、
それから今回調査していただいた他市の条例、県内他市の条例、それから他
県の条例もあります。これは皆様のお手元には入っていないと思いますけれ
ども、こういうものもあります。これらを参考にして、どういう条例にして
いくか、条例の性格、内容等も含めて、皆様のご意見を賜りたいのですが、
急に他市の条例を出しても、ここで、短い時間では、読んだり、議論したり
するのは難しいので、あらかじめ、お送りしておきました。ご覧頂いた方も
いると思いますので、おおかたまず、他の市では、どのように条例が作られ
ているかという事が見当がついてきたと思います。これはまた、宇都宮市独
自の個性的なユニークなものにするか、あるいは、比較的他市の条例に足並
みを揃えるかということもあります。これは、条例の中身に盛り込むことで
決まっていますので、ご遠慮なく、ご意見をいただきたいと思います。他市
の条例の批判になってもかまいませんので、遠慮なく、どうぞお願いいいたし
ます。A委員どうぞ。

A委員 安全で安心なまちづくりのための意識啓発・教育という事に関してなので
すが、他の資料を見ますと刑法犯の4割が少年で、街頭犯罪でみると7割が
少年であるということがありまして、少年犯罪の多さに改めて驚きました。
再犯を含めて犯罪を生まない社会づくりという観点から考えますと、施策の
基本の方向性（案）の中の家庭における教育力の充実ということが、犯罪を
発生させないという点において、基本ではないかと思いました。例えば、万
引きをした子の親が「払えばいいのだろう」という態度が珍しくないとか、小
学校に入学した児童の親に対して、学校に期待することというアンケートを

したところ、事の善悪がわかる子にしてほしいというのが一番多かったとのことで、親の責務は、どうなっているのかと驚いたことがあります。

先般の県議会でも教育長に対し、学校での教育を要望しておりましたが、家庭における教育について触れていないことに、歯がゆさを感じております。

規範意識の高い人材を育成し、少年の非行を防止するためには、家庭における教育力の充実ということに言及していかざるを得ないと思うのですけれども、ここが難しいところではないかと感じます。

青少年保全育成基本法という、議員立法で、提出中のものがありますが、これは青少年の健全育成に関する理念や、国、地方公共団体の責務など、基本的事項について定めています。家庭及び学校が果すべき役割の重要性や、国、地方公共団体、保護者、国民、事業者、の責任を、明らかにしていくというものです。この議員立法案について、責務を明らかにするという方向性に共感いたしまして、参考にならないかと思っております。

家庭や学校に直結しているのは、国や県ではなく、市ですから、具体的には難しいと思うのですけれども、条例で保護者の責務について言及していただきたいたい。

更に、責務を果すための具体策についても触れていただきたいと感じるのです。けれども、ここまで踏み込めますでしょうか。

会長 はい、わかりました。これはまた後で議論いたしますけれども、以上でよろしいですか。たいへん具体的なご意見いただきました。条例の中身に保護者の責務ということを入れるべきとのことでありましたが、ご覧のとおり他の市の条例では、市民の責務とか、あるいは、行政の責務とか或いは、協議会などを設けるなどという形で、市民の参加型の条例づくりが行われていま

ですが、更にそこにもっと具体的に保護者の責務というのを書き込めないのか、という提案だと思いますし、その責務をどのようにして果たしたらいいのか、ということを皆さんからお知恵をいただきたいという非常に具体的なご意見でした。おそらく少し見た感じでは、これを重要な問題だと考えている自治体は、たくさんあると思いますが、条例の中に保護者の責務について書いてあるのが一つもなかったような気がします。そういう点で、もし、それが出してくれれば、それは非常にユニークな条例になるかと思います。どうぞご意見をお願いします。

副会長 いろいろな条例が各地にありますけれども、資料を見ながら、宇都宮らしい条例を創るときに、宇都宮らしいとは、何があるのか、何が一番必要なのかということをずっと考えてきたのところですが、来年度から、他町との合併の問題とかいう現実も目に見えてきています。そうしますと上三川町ですか、合併されるであろう地域を考えて、子供たちの動きや何かを色々考えてみたのですが、ここで本当に宇都宮らしい特性は何であるかが、私にはわからずにいますけれども、皆様のご意見を是非お願いしたいかと思っております。

会長 はい。お二方からご意見でした。お二方とも、いきなり難しい提案ですが、それはそれとしてどんどんご意見いただきましょう。まず20分位はどんどん意見いただいて、あと討論したいと思います。どうぞ、どこからでも結構です。B委員お願いいたします。

B委員 ほんの少し他市の条例等を見たのですが、大体が同じようなわゆる訓示規定というか、そういう条例だと思います。今、お話がありましたように保護者の責務とか、そういうところまで突っ込んだ中身ではないと、概括的な内容を占める位なのか、というような感じをもっている。宇都宮の場合も結

果的には、そういうところにいくのではないかと思います。ただ問題は、条例ができて、地域の住民にこんな事にご協力下さいという事を規定されても、地域が動くか動かないか、その後のアプローチが非常に大切になってくるのではないか。条例で謳わなくともそのアプローチがしっかりとしていなければ、地域によって相当な温度差が出てくると地域の衝にあたるというか、自治会長さん、あるいは、今回、連合会長さんとか、そういう方々の意識が高い方とそうでない方で非常に差が出てきます。その辺をどうアプローチしていくかという事が、条例も出来ないうちに余計な心配かもしれません、非常に懸念されるところは、その辺にあるのではないかと思う。また考えておいてもよいのではないか、と感じております。よろしくお願ひします。

会長 ありがとうございました。実際はいいアイデアがありましても、それを実行する方法が具体的にどうやったら実行できるのか、ということがないと、また、条例も絵に書いた餅になってしまふ。そういう事も考えながら、我々は条例づくりをしていかなければなりません。

では、次に、C委員お願ひいたします。

C委員 日本は、今まで、痛感するのは、唱えることは非常に熱中しますが、行動に移すことは、おろそかというよりは、非常に意欲に欠け、その必要性をないがしろにしている。その根底にあるのは、自分さえ良ければ良いという考え方、家庭に生まれ、そこで育った子供に培わされるというようなことになっているのではないか。ですから条例を制定するに当たって、行動に起こす、起こしやすい、そのおおもとは地域、社会、その中にはもちろん学校もありますが、そのような点からしますと条例を制定する場合には、行動に移しやすいという、自治会のあり方とかも踏まえてですが、検討するというこ

とを念頭において、この会議を進めていかなければと思っております。

会長 ほかに、ご意見をどうぞ。時間がありませんが、どうぞご意見いただきたい上で、ご意見が出ないようでしたら、具体的に、条例にどのように盛り込んで行くかを話していきたいと思います。D委員お願いいいたします。

D委員 条例の性格についてという事ですが、私も他市の条例等を見ていますと、やはり理念型というのが多いと感じました。目的や責務、推進組織などという事が定められているようですが、基本的にはほとんど抽象的といいますか、これから具体的に何をするのかわからないというのが多いかなと思います。ただ条例の性質上そういうのはやむを得ないとも思いますが、宇都宮の場合はこういう理念型で終わるのか、それとも、もう少し具体的に細かく定めていくのか、という所を皆さんで考えていったらいいのと思います。ただ、迷惑行為を取り締まる個別条例のタイプというのも多少ですが禁止行為と定められているものもあるようですが、そういうものは難しいのではないかと感じました。

会長 D委員のおっしゃるのは、多分具体的な罰則も含めた規定の仕方は、こでは難しいということですね。

D委員 はい。そうです。

会長 県内の条例では見当たりませんが、他の所では非常に厳しい罰則をつけている所もあります。ただし、重点的に暴走族を援護するというか、あおるような行為についての罰則規定ですが、これをこここの条例で決めるとなると難しい。刑罰規定になりますので、こういった意味で理念型が多いと思います。他にご意見がありますでしょうか。

E委員 どうぞ。

E委員 自治体が制定する条例という事なので、法律には違いないのですが、法律

とは違うわけで、今、D委員がおっしゃった、罰則規定を設けるといつても、実際これは実効性がなかなかですね。例えば千代田区のタバコのポイ捨て条例、3,000円の罰金ですが、これなどは、非常に実効を上げているようですが、本市、宇都宮市が制定する条例で罰則規定があるものはあまりないので、条例の性格上そこまでは、なかなかやりにくいのではないかと思います。ですから私はいい条例を創るしたら、理念型というか一種の宣言ですね。市民の皆さんで、みんなで一緒に安全で安心なまちをつくりましょうということを、宣言する理念型にならざるを得ないのかと考えておりますが、そこで他市の条例を見てみると、だいたい新しい安全を推進する協議会などを創って、そこで具体的に色々検討していこうというのが2、3見えたのですが、それではまたこれも、例えば交通安全推進協議会が市にありますか、各37地区全部に支部の組織があり、それぞれやっているのですが、そういう組織をつくりましても、また同じような感じになってしまふので、その辺にもう少し工夫した組織を作るとすれば工夫した組織は必要ですし、それ以外にもう少し何か実効性を伴うような案を盛り込んだ方がいいのではないかと思っております。

会長 ありがとうございました。後でお話しようと思ったのですが、その協議会という組織を、また具体的に条例に盛り込むかどうかも一つの条例の盛り込む内容なので、ご提案しようと思っていたところなのですが、E委員から協議組織のつくりかたに工夫がないと、いくらつくっても実際的には効果がありません、と事前に話がありましたので、また、それも加えて色々話し合いたいをしたいと思います。では他に意見ありますか。はい、F委員どうぞ。

F委員 資料を見させていただいた感想なのですが、まず、条例の必要性について記載されているのですが、警察を中心とした活動のみならず、行政、市民う

んぬんとありますが、その通りだと思うのですが、私は、これというのは、警察活動あるいは警察力の強化がもっと必要でないかなと思っておりまして、「警察のみならず、行政、市民」というよりも、警察活動の充実・強化と共に行政、市民うんぬんと続いた方が、いいのではないかと思っているのが感想です。それから3枚目の④の組織なのですが、これから検討するという事ですけれども、協議組織にはやはり警察に私は入っていただいた方がベターだと思っております。

それから施策の内容との関わりの資料なのですが、2枚目の1番上で防犯意識の啓発、充実と強化という事であります。地域安全活動を警察を中心となってやっていると思いますが、中々、全市民的なものは見受けられないと思いますので、この点を宇都宮市独自の市民総ぐるみ防犯活動あるいは地域安全活動という事で運動の展開をすること、例えば年に3回程やるとか、そういう事を施策の中で考えていったらどうか。と思っております。それから下の欄の④ですが、犯罪被害者等の立ち直り支援と、それから加害者の立ち直り支援、となっておりますが、私は、これを見た時に直感的に犯罪被害者と加害者とを同列に並んでいることに奇異を感じたわけです。被害者と加害者は天と地と違いまして、言っている意味はわかるのですが、違った表現にしていただきたい。被害者の立場を主として、加害者は罰を与えて、状情酌量があれば別ですけれども、そういう立場で更生を図るそういうような形に私はすべきではないかと思います。判断につきましてはこの場で言うことではないのですが、保護司の方に聞きましても、一度犯罪を犯して面倒を見て、また罪を犯して、同じ人の面倒を見るということが、かなりあるようなので、その辺のことは割り切っているのかとは、思いますけれども、あとは社会的な事です。経済の不況ということもあります。新聞、テレビで連

日のように政治家なり官僚なりあるいは警察等々の犯罪が報道されております。こういった社会全体が犯罪に対する罪悪感が非常に希薄になってきているのではないかと私は思っております。その辺の事を変えていく事が重要なと思います。そういう意味でも警察の方に非常に期待をするところです。

それから条例の形ですが、各市のものを見せていただきますと、松山市の条例では総則が第一章としてあります、第二章に施策等、第三章でこれは組織を含むかと思いますがまちづくり会議となっていまして、3つに括っていまして、施策の章を設けておりまして、こういった形の方がいいのではないかと思います。条例は条例として、先程、お話ありましたように、どうしても理念型にならざるを得ない面があると思いますが、それとは別に添付資料の施策につきましても、提言の中で示した方がいいのではないかと思います。条例と関連付けた形で、条例は最終的に議会で決めますが、関連付けた施策を提言として載せた方がよろしいと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。

今、具体的に松山市の条例を例にとられまして、基本的な施策、会議、まちづくり会議というように、3つの章を建てて、こういうやり方がいいのではないか。という形まで提案していただきました。また、条例の形についてもお話ししたいと思っていたのですが、前文をつけていたりする条例もあります。推進主義に陥るかもしれません、ある程度、前文を入れると、その条例の趣旨は、市民が前文を読むだけでもわかるというメリットがあるのでないかと思います。ただ、あまりそこに気をとられると、今度は条例の具体的な条文とのそごが生じるおそれもあります。条文の内容次第ですが、前文は、あった方がいいと思います。前文のある条例もありますので、こういったことも含めて、いろいろご議論していただきたいと思います。

どうぞ、他の意見ございますか。G委員どうぞお願ひします。

G委員 施策と条例ということで、2つあるかと思いますが、施策的なものは、皆さんのわかりやすいものがいいかと思います。けれども、条例は宇都宮市の議会にかかるものですので、規制することについては、抵抗があります。なるべく規制は柔らかく考えて、皆さん、納得するような規制をしていく、施策を建てていく。色々物を作るには先ほど副会長からありましたように宇都宮市でどうするかというような、資料には、松山市とかいろいろな所もございますけれども、やはり宇都宮市一つの風土と知識とかそういうものが文化というものであると思います。宇都宮市に絡んだそういう条例を作ったら面白いかなと、思っております。いずれにしても我々の防犯の問題には家族・家庭あるいは教育の問題が一番絡んでくると思います。保護観察を受けている子供がまた同じく保護観察を受けるとか、大きくなってもまた受けれる。こういうような形で見ると、やはり一回やるともう抜けられない。またその人を見るほうでは、そういう風な目で見るという、我々自身の中でも考えていかなくてはならない。こういった教育の問題が絡んでくるのではないかと思う。そういう必要性がこれから、会長さんにおいては、一番の大きな問題ではないかと思いますが、条例はあまり厳しいものでない方がよろしいのではないかと思います。施策の中にはいろいろ入れていって、宇都宮市に合ったものを、作っていければいいかと思っております。学校教育、家庭教育など、教育の問題が重要だと思っております。

会長 ありがとうございました。

私も同じような事を考えておりまして、あまり規制を厳しくしても、ここで規制を厳しいことをしろと言いましても、やるのは私達じゃありません。やるのは行政にやらせるわけです。えらい迷惑です。警察だってやれやれと

言われてやっていても、そんなに厳しい事言わいたら困るでしょうし、無責任にならない程度に規制することも大切でしょうが、それよりももっと大切なことがあるとすれば、そちらの方をやるのがいいのではないかと思っています。先ほどF委員もおっしゃったように、警察に頼ることもたくさんありますので、規制は警察のお家芸ですので、警察がどこまでやるのかというのは、警察の領域です。ただ行政ができるることは、何も規制を加えなくても、良い方向にまちづくりができればということだと思います。基本的に私も、今のご意見と同じことを考えております。おそらく皆さん罰則を入れ強めるとは考えていらっしゃらないと思っております。また、強い意見もあっていいので、他にご意見ありますでしょうか。C委員どうぞ。

C委員 私も先程、行動に移すということを、大前提にということをお話しましたが、その続きということで、長年子供たちと一緒に生活してきました、こんな思いをしました。まず話をしますと聞いている子供と聞いていない子供がいます。聞いている子供にも、理解している子供と理解していない子供がいます。理解している子供はそのことを納得しているか、していないかに分かれようです。納得すると行動に移すようです。でも行動に移してもすぐ途絶えてしまうか、継続するか。その継続という事が今回の条例で重要なところです。条例を見たり知ったりする場合に良く意味がわかり、よく理解し納得し実行に移せる。そんな事で先程、規制は柔らかくという事は含まれる気がします。

会長 ありがとうございました。他にございますか。H委員どうぞ。

H委員 どこの条例も同じような条例ですけれども、やっぱり防犯というか犯罪が起きる、起きないというのは、やっぱり人間が行動するという事ですので、加害者になるのも人間ですし、害を被るのも人間という事ですので、基本的

には人としてのあり方というのを盛り込むというのも必要なのではと思ひます。健康な社会、健康な家庭、健康な国、健康という言葉にはいろいろな意味がって、健康であるか、心のあり方も正しくあるか。それから社会のルールもきちんと守っていける。それに生きている社会に貢献できるとか、やはり基本的には人を育てるという事が一番大切な事ではないかというようにつくづく考えます。やっぱり基本的には生まれて、育ち、社会に生きて、という基本的な事を簡単に盛り込んでいけるような、誰が見ても読んでも納得できるような、そういう条例というものが必要なのではないかと思います。以上です。

会長 ありがとうございました。

今、おっしゃった内容をどのように表現して条例の中に入れるかということが、たいへん難しい。後で、具体的表現についても出していただければと思います。では、I 委員お願いいたします。

I 委員 皆さんのご意見で出尽くしてしまっているかと思いますが、私もいろいろな皆様のご意見に賛成です。やはり条例となると、理念に集約されてしまうのではないかと思うのですが、本当に困っている方々が、地域にたくさんおられますので、その人たちへの支援といいましょうか、先程、触れられておられる人を育てるということに、具体的に地域でどうしたらよいかという、地域で具体的に活動できるような内容が、盛り込まれた条例になればありがたいと考えております。頂いた資料の中では、条例の性格ということで、いろいろな型がありますが、コミュニティ支援型というものがありました、何かをしようとしたときに、それが可能となる支援の方法が盛り込まれるるありがたいと思っております。

会長 具体的にご意見が出ました。次に、J 委員、お願いいたします。

J 委員 規制型の条例が出来ますと非常に効果が手っ取り早いというのはあると思うのですが、何でもかんでも規制してしまうというのは、警察国家と言いますか、健全な社会ではないような気がします。皆さんもそうお思いだと思いますが、既に起こっている悪い状態を改善するのはもちろん大切ですが、このような条例の場合、以前お話がありましたが、子どもはお腹の中にいるときに性格が決まってしまうという話や、6～7歳で性格が決まるとか、もしこのようなことがあるとすれば、小さなうちの教育というものが大切だと思いますので、犯罪者が育たないような環境を作れる手立てが必要です。これから犯罪者を生まないような手立てをするような条例、もちろん被害者に対する支援や加害者の立ち直りの支援も大切ですが、どちらかというと、これから犯罪者が生まれないような、そういう点にウエイトを置いた条例になればいいかと思います。あと他県にも条例がありますが、ずば抜けて変わった条例というものはありません。条例ですので、地域、地域の特徴がないと条例ではないでしょうから、宇都宮市の特性を出さなければならないわけですが、埼玉県の条例は、前文を憲法のように長くとっていますが、宇都宮市の特性を出すのであれば、前文の文章で、先程、会長さんからお話もありましたが、市民憲章的になるかもしれません、そういう規定方法もあるのではないかと思います。

会長 ありがとうございました。

大体一通り出ましたが、K委員何かございますか。

K委員 先程、一番最初にお話しがありました、親の責務ということですが、先日の長崎の事件を通しましても、意見陳情書の中で、お父様がおっしゃっておりましたが、その子自体をよく知っていて、日頃からは、そんなことを考えるような子供ではなかったということで、実際、被害者の立場に立ったときに

自分の意志をその子を責める方向には、向けられないという話がありました。確かに、私も、いろいろな方と接する中で、犯罪に進みそうな感じのご家族とかを目の当たりにしますと、子どもだけではなくて、家庭環境とか、先程、3歳ぐらいで性格がつくられていくことがありました。そういった家庭環境の中で、育った子達がそうなっていくと言うか、そういう予備軍がたくさんいるという感じですので、そういったサポート、家庭に対する子を育てている親父達にサポートの必要があると感じますので、親の責務、青少年犯罪に対しては、親の責任もあるのではないかと思いました。

それと、条例の性格のところで、理念型が非常に多いということで、確かに絵に書いた餅ではいけないと思いますので、実践、実行型の条例にできればと思う。

また、コミュニティ支援型というものもありますが、先日、TVで放送しておりましたが、詐欺とかだまされることが多く発生する地域で、これをどうしていったらよいのかということがありまして、各地域での取組を紹介していました。一つ一つ、皆さんのが自主的に行っているということで、こういった地域活動がやりやすい、地域の方々の中からこういったものが起こしていくけるような組織づくりができていって、また、こういった取組をしていく情報を探していただけだと、よりよく地域には、広がるのではないかと思います。事件が起こった後に、こうなりましたというよりは、こういったことが、宇都宮市で起こっていますということをメディアを通していち早く情報を流していく、確実で正確な情報を流していく組織づくりをしていき、確かに他市の条例で、暴走族などを取り締まるものがありますが、規制をしすぎてしまって、安心でも住みづらいまちになってしまってはいけないので、地域活動を起こしていくけるコミュニティ支援型の条例になればと思い

ます。

会長 ありがとうございました。

一通りご意見をいただきました。

それで、今日の効果的な方策についてという資料の最後のページのところに、宇都宮らしさを市民にアピールできる条例を検討するという後に、大きな矢印がありまして、そこで条例の内容の一般的な傾向としまして、こういったものがありますということで、1から5までに掲げられております。

そこで、宇都宮市の条例についても、一般的な傾向から外れなくても個性を出すことができるのではないかと思います。

一般的な傾向をすべて無視して条例を創るとなると、一般的な傾向をもつた条例をもうひとつ創らなければならないということになってしまいます。といいますのは、栃木県内のいくつかの市町村では、既にこういった条例を創っておりまが、この条例制定の根拠、動機付け、どのようなモチベーションで創られていったかを見ますと、警察からの、こういた条例をつくる必要があることが述べられた文書があります。

これを読みますと、栃木県内の各市は、どういった理由で条例をお創りになったのかということが、良く分かります。

このようなことがあるので、逆に、内容がほとんど同じになってしまってすることになります。

これを紹介しますと、タイトルは生活安全条例資料 警察本部となってるものです。

3ページに亘る、詳細な、生活安全条例を制定する際の背景、制定されている状況、それから、制定されたとの効果などが書かれております。

前段のところに、背景というところがありまして、そこには、身近な防犯

機能が低下しているという文書ありますが、皆様のお話ししたことと全く同じですが、我々の身近な防犯機能は非常に低下してきているということで、この懇談会でも3回に渡って聞いていたところでございました。

それから、身近な防犯機能の低下からでしょうが、身近な犯罪が増加しているという分析があります。

これも、そのとおりだと思います。

それから、世論調査結果も紹介されております。

治安が悪くなったと考えている人が、61パーセントもいるということです、日本は治安の良い国でありましたが、近年は決してそうは思わないという人が多くなってきてている。

それから、これに対して一方の、警察ではこういった分析をしております。

国民の社会貢献に対する高まりが、最近見られるようになってきている、という分析です。

技術的な防犯機能が低下している一方で、国民の社会貢献に対する高まりがみられるようになってきている。

具体的には、パトロール活動に参加する、あるいは防犯指導に参加する、青少年健全育成活動に参加するなどの具体例が出されております。

この文章は、社会貢献の重要性が高いと結論付けております。

その結論から考えて、地域住民の主体的な活動によって、地域安全を行っていくような条例創りをしてほしいという型になっております。

こういった動機づけで条例制定が行われているのだと思いますが、そのためにはどういったことが必要なのかということを、警察で創られた内容が、ある程度条例の雛型としてできており、それが、皆様がお持ちになっている

資料に表れているものです。

栃木県の各市では、見事にその雛型が使われているので、その雛型に沿つて宇都宮市も条例創りをすれば、実は非常に簡単で、苦労はありません。けれども、皆様のご意見を総合してみると、この雛型で悪いところというものは特にありません。

どこが悪いと言えるところは、特にならないと思います。

問題は、その雛型だけでは、実際には、先ほど警察本部で出されている地域防犯活動などに、本当にフィットするのかというところに問題があるので、各市の実情に合わせたユニークなもの、独自のものを創っていきたいということで、これまでお話を続けています。

そこで、ここにあります項目別の内容の中で、特にどこに焦点を合わせて条例の原案をこれから創っていこうかというご提案を、これから1時間ありますので、していただきたいと思います。

基本事項としましては、先程、お話ししました雛型のどおりに大体どこの市もなっておりますが、それ自体は、私の見たところでは、おかしなところはないと思います。

ですから、雛型のままで条例を創れば、簡単にできてしまいます。

条文の文章ひとつひとつで私達が苦労することなく、いいものができてしまします。

問題は、この中のどこに重点を置いたものにしていくのかというで、先ほどコミュニティ型にすると、3と4のところに、コミュニティの内容を含ませて入れていくということになるのかと思います。

それで、どういったコミュニティの支援を入れるのかといったことを中心に、ご議論いただきたいと思います。

私は、今までの議論を聴いていまして思ったことは、皆さん家庭が非常に重要だということでありまして、私もそう思います。

地域や自治体が、家庭というものを、本当に基本から考えたことがなかつたのだろうかという思いがあります。

基本的なことに立ち返って、家庭を考えることができるような条例ができればいいと思っています。

家庭の延長が、実は地域、学校だと思います。

そしてその地域、学校の延長が国家であり、この国家の延長が世界であるとすれば、家庭が崩壊すれば学校も地域も崩壊しますし、国も崩壊していく、ということだと思います。

逆の形では、ないのだと思います。

まず世界に飛び立って、世界から日本を良くしていくということはありえない訳ですから、やはり家庭が一番大切であるといつてもいいのではないかと思います。

先程、C委員から、納得できて行動して、そしてそれが継続できれば、ということが一つの非行防止のパターンだと思います。

私もそのとおりだと思います。

少年院に篤志面接員で行っていますと、少年院の子どもたちが、私が話すようなことでも、このおじさんが話すことでも、1時間姿勢を崩さずにじつと聴いてくれます。

それが務めだと思っているのです。

そこに何度か通っているうちに、納得してくれるのです。

そしてある程度それが少年院の生活の中で、行動として現われてきます。

問題は、そこを出てから継続するかどうかということです。

少年院にいる1年半ぐらいの間だけの行動でしたら、評価はものすごく高いのです。

少年院にいる子どもたちを見ていますと、巷にいる悪いことを特にしない子たちよりもずっといい子なのです。

少年院にいる子たちは、礼儀正しいし、言葉使いはすばらしいし、考え方も出来過ぎだと思うくらいに、いい子になっております。

しかし、それが継続できない子がかなりいるのだと思います。

継続するということが大切で、学校でも納得させ、行動するところまでは授業で教えていますが、家に帰るとそれが継続しない。

もちろん、社会に出たら全然継続しない。

ということで、崩れてしまうのではないかと思いますので、一番大事な点は、納得、行動までは皆さん努力してやっているのではないかと思いますが、それを継続させるというネットワークがどこかで切れてしまっている。

継続させていくネットワークをどうやって創っていくかということが、一番重要だと思いますので、それを行政がこうやればいいんだということを、条例で示してもらえばいいのではないか。

納得させ行動させるところまでは各少年院や学校でもやっています、家庭でも努力してやっています、しかしそれが一旦外にでたら継続するネットワークが切れてしまって、まったくつながりがない。

結び付けるネットワークを、行政が提案するといった条例になれば、いいのだと思います。

個別的には、それぞれの地域や自治会でも、町内会でも、あるいは大学ですら、こういったことをやらざるを得ない。

マナーに関する教室を開いて、大学生に基本から教えなければならない、

こういった時代ですから。

それを繋げていく、切れないようにする方策を考えていきたいと思います。

そういう意味で最初にご提案のありました、家庭の問題、それぞれの責務など、家庭の問題を条例の中にどうやって盛り込んでいけるか、盛り込むことができれば大変ユニークな条例ができると考えています。

この点について、先ほどの一般的傾向の中のどこに、具体的な責務などを入れていくかということについて、ご議論いただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

A委員 家庭はとても大切であると思っているのですが、具体的にとなるとすごく難しいと思います。

会長 警察でつくった条例の雛型の中には、それに関するヒントになるものがたくさんあると思います。

例えば、相互に連携を図るという言葉がでてきてますが、連携というのは継続するということですので、連携の図り方ですね。

例えば、これは規制的な感じがしますが、建物を建てる場合には、その地域の人たちが集まって、その建物を建設することについての協議をするということを、条例の中に入れていることもあります。

不特定多数の方が出入するような建物については、地域住民の意見を取り入れる、建築基準に合っていればいいのではなくて、合法的な建築物であるということを前提として、それについて地域の意見を入れるための時間を持つという、時間をとって地域の生活環境、安全環境にふさわしい建物であるかということを議論しあい、業者に理解してもらって、場合によっては、そこに建物を建てるのはやめましょうと納得してもらうケースもあるでしょう

し、建物の建て方もけはけらしいものでなくなったりすることもあると思います。

ある地域に行きますと、妙に非行の多い地域があります。

若い人たちが真夜中から3時、4時まで集まっていて、部屋の中にいれば目立たないのですが、路上に夜中でも集まって座り込んでいるのですが、座り込んでいる場所は、たいていはカラオケルームであるとか、若い人が集まり易い建物なのです。

こういった建物をつくるとき、住民と十分議論して、建物の構造だとか、配置とかを考えていれば、その周りを若い人に利用されることもなかったのではないかと思うようなところがあります。

こういった場所は、宇都宮市内にもあります。

これは、こういったことで規制しているまちづくり条例がありますので、参考のために申し上げました。

C委員 親の責務の位置付けということで、親というのは市民です。

ここでいいますと、市、市民、業者という中に、入れるとすれば、市民ではないか。

また、意識の高揚には、教育も含まれていると思いますので、責務のところにいれるという会長さんのお話ですので、市民の中に、家庭と一般市民という分け方でいれることもできるのではないかと思います。

意識の高揚、知識の習得、主体的な行動、行政の協力、すべて親の責任に入ります。

ですから、このようなことも、一つの案として考えました。

F委員 先ほど③、④が重点になるのではということでしたが、②の都市環境づくりについても是非、入れていただきたい。

実効性という観点から見れば、行政がその気になればやれことが多いと思いますので、是非、犯罪が起きにくい環境づくりということで、具体的なものを含めていっていただきたいと思います。

住宅に関しましても、J委員も以前おっしゃっていましたが、犯罪がしにくい住宅があるということです。

それと、私は自治会長をやっているのですが、防犯灯について住民から意見が出ていますのは、開発された住宅地には最初防犯灯がないということで、その住宅地に住民が住むようになってから、市に要望して隨時、防犯灯を設置していく実態があります。

防犯灯が設置されるまでの間は、環境的には暗い状態が続いてしまうことがありますので、最初から、許認可の段階から防犯灯の設置を義務付けるとか、公園についても、照明灯がなかったということで、あとから住民の要望で設置してもらうといったことが事例としてあることから、最初から、開発の段階から義務付けることも必要だと思います。

また、道路照明につきましても、外環状線沿いとか、インター通りとかは、交差点などには道路照明が設置されているのですが、住宅のないようなところについては照明灯がほとんどない。

市の補助で、防犯灯の設置を逐次行っていますが、住宅がないところには自治会としては要望が出せないということがございまして、こういったところが何箇所かあり、暗いところは犯罪の温床になると思いますので、②につきましても強調していければと思っています。

会長

ありがとうございました。

今のように具体的な提案がございましたら、お願いいいたします。

B委員お願いします。

- B委員 今日の会議は、安全で安心なまちづくりの効果的な方策について、前段が取組に関する基本的事項だったと思うのですが、これからは、条例についてどうするのかということですが、せっかく事務局で資料をつくってくれていますので、条例の必要性についてとか、展開についての説明、資料を作った趣旨についてのお話を聴いてから議論に入ったほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- I委員 質問があるのですが、先に条例を制定したところがありますが、条例を制定したことによって成果が上がっているとか、松山市の条例にはきちんと施策が入っていますが、その施策が具体的に活動しているとかが分かれば、お聞きしたいのですが。
- 会長 事務局の調査がそこまでいっているか分かりませんが、分かる範囲でお願いします。
- 事務局 資料説明
- 会長 ありがとうございました。
- B委員 ほかの委員もよろしいでしょうか。
- 条例に盛り込むべき具体的な提案がございましたら、お願いをいたします。
- D委員 条例の必要性の中の統合型ということで、かなり具体的に書かれているということがありました。それは、どの市に当たるのでしょうか。
- 事務局 統合型については、別紙資料の中にはありませんが、東京都千代田区の条例が、理念プラス行為規制プラス環境整備の統合型となっております。
- 会長 簡単にいえば、統合型は、理念型に規制の部分とそれから環境整備の部分を加えているということでしょうか。
- 事務局 そうです。

会長

E 委員お願いします。

E 委員

先ほど、家庭、地域、学校、親、保護者と問題が出ておりましたが、私たちの青少年育成市民会議では、青少年の犯罪を予防するとか、非行を予防するとか、また、健全に育成しようということを主な目的として活動しているのですが、その中でも特に家庭というものが基本であろうということで、家庭の日というのがありますて、ご存知かどうか分かりませんが、毎月第3日曜日を家庭の日といたしまして、別に法律に定めがあるわけではありませんが、我々の運動の方向として第3日曜日を家庭の日としまして、この日にはなるべく公式行事は入れない、あるいは、事業所等においても出勤するようなこともないようにとお願いをしまして、家族団欒をゆっくり楽しんでもらう、それがひいては、青少年の非行防止にも繋がるということで活動しています。

家庭が大切であるということは、どなたも分かっていると思いますが、それを条例の中で、親の責務として組み入れていくことは、非常に難しいのではないかと思います。

一方で、市民といいましても漠然としておりまして、宇都宮市に住んでいる人すべて市民でありますので、そういった意味で整合性をどうやってとのかが難しい問題だと思います。

ですから、先ほど、C 委員からご提案がありましたけれども、この辺をこれからどうやって工夫するかということも、一つの課題だと思っております。

それから、条例の性格についてですが、今、統合型のお話がありました
が、千代田区では、たばこのポイ捨て禁止、路上喫煙禁止、ということでき
なり分かりやすい条例で、制定もしやすい条例だと思いますが、今宇都宮市

で考えている条例を、統合型にするとなると、かなりの専門的な知識を必要とするのではないかでしょうか。

法律との問題や、建築の問題など専門分野に踏み込むことになり、中々難しいのではないかでしょうか。

憲法が最上位にありますし、規制する法律もたくさんありますし、これに抵触しない形で考えなくてはならないということで、それを今の時点で作ろうとしても、難しいのではないかという気がしております。

ですから、結論的にいえば、理念型、あるいは宣言型、啓蒙型といいますか、こういった条例にならざるを得ないのかと思います。

条例の中に、政策、施策を入れることについては賛成ですけれども、ただ、新しい組織をつくるということだけではいけないのでないでしょ

うか。

組織を作ったときは一生懸命やるが、何年かたつと元のもくあみになってしまうおそれもありますので、条例にいくら規定しても、市民に理解してもらづて、やる気になってもらわないと継続はしないだろうと思ひます。

私の現状認識では、今の段階でも各自治会や各種団体、その他色々な団体が、防犯あるいは非行防止について取り組んでいると思います。

それにしても中々効果が上がらないし、治安の状況もだいぶ悪化しているということになれば、消極的な意味でも安全安心条例を創らざるを得ないというものが現在の状況だと思いますので、もう少し、市民の方にアピールするような内容にしていかないと、いけないのではないかと思っております。

会長

ありがとうございました。

各団体が、それぞれの問題意識を持って取り組んでいます。

それも成功しているところがあるから、犯罪の発生もここまで収まって

いるのかもしれません。

その上で新しい方策、努力を積み重ねていこうということですから、アイデアとしてはもう尽きているのではないかとなることもあるかもしれません。

今までこういったアイデアが抜けていたのではないかというところを出せればいいのではないかと思っております。

前にお話したことがあると思いますが、アメリカは犯罪王国で、特に少年犯罪は日本と比較にならないほど凶悪で、数も多かったのですが、またそれが家庭の問題であることも認識されておりまして、親が立ち上がって創った制度もいくつかあるようです。

ティーンコートという、少年が少年を裁く裁判所というものが正式に認められましたが、これを発案したのは、法律家でもなければ行政でもない、もちろん裁判所でもなくて、親が集まって意見を出し合っているうちに、子どもが子どもを裁くというシステムをどうしても創らなければいけないということになったそうです。

これを考えますと、親のアイデアを集めるシステム、私達が何をいってもだめだと思わせるのではなくて、何か言えば行政が動き出す、あるいは色々なところで連携が動き出すような、物を言えば、言った分だけ動き出す、歯車が回りだすというようなシステムが何かないでしょうか。

また、それが刺激となって、ほかのグループからも次から次へと新しいアイデアがでてくるというものがないでしょうか。

もちろん、ここだけで考えているアイデアはわずかなものでして、これで全てとするわけにもいけませんので、アイデアを出していただけるシステムが考えられないでしょうか。

組織をつくるだけではなくて、それを動かせるような方法を考えるのが、条例づくりの責任かもしません。

F 委員 感想になってしまいますが、防犯協会をはじめそれぞれの団体で、一生懸命色々やっておりますが、それでも犯罪はなかなか減らない。

更に何かないかということで、こういった懇談会を設けているのではない
かと思うのですが、そういう点から考えた場合、完全理念型で条例を創つ
て、それでよしとしてしまうと、実効性の点からは余り効果がないのではないか
と思います。

仕掛けづくりをして、仕掛けて、会長がおっしゃったように皆が動き出し
て、継続性を持って犯罪防止の活動が展開していく、こういった形が一番理
想だと思うのですが、具体的な施策となると私にはわからない。

ただ、一步でも前進できるような形をつくっていただきたい。

具体的な施策については、条例に直接盛り込むか、あるいは、例えば関連
付け、具体的な施策については指針という形で別に策定して、それを条例と
関連付けるというような形で、具体的な施策を出していかないと、意味の無
い懇談会になってしまいますので、実効性、効果が期待できる形でと
りまとめていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた、効果が期待できるような、これなら何らかの
効果ができるのではないかと思わせるような条例を目指したい。

C 委員、お願いします。

C 委員 施策の中に、資料の⑤に「高齢者など要援護者」とありますが、「など」
というところには障害者も入ると思いますが、より分かりやすく、しかも感
覚ではなく知覚にも障害が、そして行動が規制されていますので、この点を

明確にされたほうがよろしいかと思います。

障害者は、自分の障害を一様知っておりますし、またそういった教育も進めていると思いますから、今は支援教育ということで障害児教育という言葉は廃止されましたが、一般的には、「高齢者など」というよりは、「高齢者、障害者などの要援護者」とされたらいかがでしょうか。というかお願ひしたい。

資料の2枚目の最後にも、「高齢者、障害者、子ども」とありますので。

会長 議論も煮詰まってきたという感じがいたしますが、私なりには、だいぶいいところに来ているのではないかという印象があります。

最初に言いましたように、モデル条例、雛型に沿って創るのであれば、実際に簡単に終わってしまい、それで大過なくできてしまうのかとも思いますが、皆様が言葉に詰まるぐらい苦労されているのは、そういったことではだめで、もっと実効性がある、効果が期待できる、そして市民が読んだときにこういったことであれば協力してもいいなと思わせるような内容の条例にしようというところまで、共通認識ができていますので、あとは、アイデアが2つか3つでればいいというところまで到達しているのではないかと思います。

そこで、本日はこのぐらいにいたしまして、次回には、アイデアの競演ということで、余り出すすぎて困ってしまうというくらい、他の市にも譲りたいというくらいの、たくさんのアイデアができるのではないかと期待しております。

資料はその都度、皆様にお送りしていきますので、このことにだけとは申しませんが、少なくとも生活の一部の時間をこの懇談会のために使っていただいて、アイデアをフルに出していただければと思います。

それから、市民の方にも色々ヒアリングをしているようですので、そちらの方からもご意見が出るかと思います。

あと2回ほどで、だいたいの目安がつけばいいと思っております。

だんだん、議事の進行も難しくなってきておりまして、頭が痛くなっていますが、活発なご発言もいただきましたので、ありがとうございました。

事務局の方では、今日の審議はこれでよろしいでしょうか。

事務局 その他として次回の懇談会の日程を説明

会長 次回のために皆様から事務局に求められる資料等ございますでしょうか。
準備できる範囲で準備させていただきたいと思います。

次回までに、こういった資料がほしいというものがございますでしょうか。

ないようであれば、本日の会議はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

閉会 (午後3時50分)